

平成28年6月から

介護保険制度の改正により



新しい総合事業が始まります!

平成28年6月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」といいます。）が始まります。

これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスは、全国一律の基準により提供してきましたが、新しい総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供します。

また、要支援者になるおそれのある方等が利用していた従来の介護予防事業の内容もあわせて見直し、より効果的に事業を行っていきます。

新しい総合事業では、要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業とは？

要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問等）で事業の対象者と判定された方が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業 （名古屋市のサービス）

予防給付
（全国一律のサービス）

訪問介護
（ホームヘルプ）

【予防専門型】（従来と同じサービス）
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【生活支援型】
NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援

【地域支えあい型】
住民ボランティアによるゴミ出しや電球の交換等、日常のちょっとした困り事についての生活支援

通所介護
（デイサービス）

【予防専門型】（従来と同じサービス）
既存のデイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等

【ミニデイ型】
デイサービスセンター等での「なごや介護予防・認知症予防プログラム」による機能訓練

【運動型】
デイサービスセンターやフィットネスクラブ等での、転倒を予防し、足腰の筋力を保つための軽い運動

上記のほかに生活支援サービスとして、栄養改善や安否確認を目的とした自立支援型配食サービスがあります。

一般介護予防事業とは？

65歳以上のすべての方が利用できます。保健所や福社会館等で介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるよう支援します。

高齢者サロン

高齢者の方が身近な場所で集える場(サロン)を増やします。(サロンの開設や運営の支援を行います。)

いきいき教室

保健所等で、専門職による介護予防に関する講演や教室を開催します。

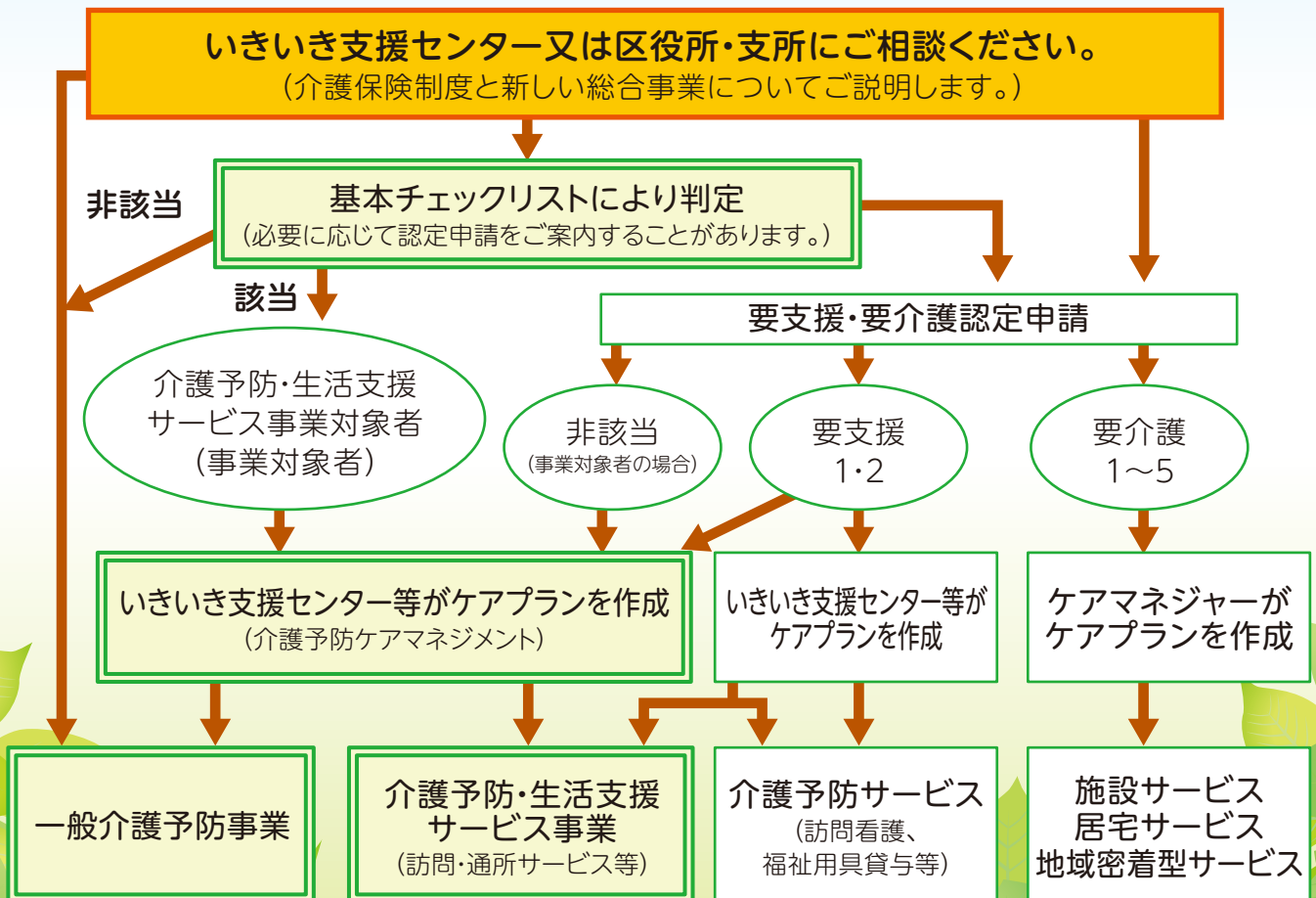
認知症予防教室

福社会館で、認知症予防に役立つ知識や活動を普及啓発するとともに、地域で活躍するリーダーの養成を行います。

高齢者はつつ 長寿推進事業

コミュニティセンター等で、レクリエーションなどを通じ、仲間づくりの支援を行います。

新しい総合事業の利用の流れ



発行

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

TEL 972-2591 FAX 972-4147
TEL 972-2547 FAX 955-3367

平成28年1月発行

このチラシは古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。

